

新たな販路開拓を
応援します。

【白河市ビジネスチャンス支援事業補助金】

展示会等出展支援補助金のご案内

市内中小企業者等又は中小企業グループが、新たな取引先や事業提携先の開拓等を目的に展示会等へ出展にする場合に、その経費の一部を助成します。

●募集期間

令和7年2月28日（金）17時00分まで

※予定の予算額を超過した場合は募集を打ち切ることがあります。

※期間を過ぎた場合は、別途ご相談ください。

●対象者

- 1 市内に住所を有する又は市内に主たる工場若しくは事業所を有する中小企業者等
- 2 市内中小企業者等を中心とする中小企業グループ（※定期的な活動を行っていることが前提）
ただし、市税等に滞納がある場合は、補助対象者とはなりません。

●補助対象事業

補助対象者が商品・製品・サービス等を展示し販路開拓を目的とする展示会等への出展

※一般消費者を対象とする商品等の販売を主たる目的とする物産展等は対象外

※補助対象経費は裏面に記載

●補助金の額

補助対象経費の3分の2以内とし、年間30万円を限度とする。

●補助対象期間

申請日からその年度の末まで

●申請方法

補助対象事業を実施する概ね2週間前までに、次に掲げる書類を提出してください。

- 1 補助金等交付申請書
- 2 事業者等概要（第1号様式）
- 3 事業計画書（第2号様式）
- 4 収支予算書（第3号様式）
- 5 展示会等の開催概要がわかるもの
- 6 納税証明書（市内中小企業者等は本補助金専用の納税証明が必要となります。）
- 7 住民票等（個人、個人事業主の場合）又は登記事項証明書（法人の場合）
- 8 グループとしての活動状況がわかる書類等（グループで申請する場合）

（注）グループで申請する場合、構成員名簿（任意様式）及び構成員全員分の2、6～8の書類を提出ください。

※申請に係る費用は自己負担となります。

なお、提出いただいた書類は返却いたしませんのでご了承ください。

●補助対象経費

項目	内容	補助対象経費
出展料	小間代、出展負担金、光熱水費	実費
会場設営費	会場セッティング・装飾費用	実費
運搬費	物品の運搬のための外注費 ※自社での運搬は対象外	実費
製品パンフレット等作成費	展示会で使用するパンフレット、リーフレット、チラシ、の外注費 ※自社での印刷、材料は対象外	1日当たり1,000枚分の実費と1日当たり30,000円のいずれか低い額
	ポスター ※自社での印刷、材料は対象外	イベント1回当たり3枚までの実費
	名刺 ※自社での印刷、材料は対象外	イベント1回当たり1,000枚まで
備品借上げ料	展示会で使用する備品借上げ料	実費
旅費	展示会出展のための公共交通機関利用運賃（新幹線、電車、公共バス等）及び高速代 ※タクシーは対象外	1名分の最短ルート実費
	展示会出展のための海外等への航空運賃	1名分の最短ルート実費
	展示会出展のために宿泊する場合の宿泊費	1名分の実費と11,800円のいずれか低い額
通訳費	現地での通訳手数料・謝礼	実費

●実績報告

補助事業が完了した日から起算して1カ月以内に又は当該年度の末までに補助事業実績報告書に下記の書類を添えて提出してください。

- 1 結果報告書（第4号様式）
- 2 収支決算書（第5号様式）
- 3 補助対象経費の支出を証する書類の写し

●補助金の交付の時期

実績報告に基づく審査や調査を経た後、請求に基づいて補助金を支払います。

●その他

申請書の提出前に事前にご相談ください。

交付決定日以後に発生した補助対象経費のみが補助の対象となります。（一部経費を除く）当該事業終了後は、事業の成果等について公表させていただくことがあります。

◎申請書提出先

〒961-0053 白河市中田140番地

白河市産業プラザ人材育成センター
白河市役所 産業部 商工課 商工振興係

Tel：0248-21-5910 Fax：0248-21-5970

E-mail：shoko@city.shirakawa.fukushima.jp

